

「課徴金制度の在り方に関する論点整理」についての意見書

2016年（平成28年）11月15日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

2016年7月13日に公正取引委員会独占禁止法研究会において取りまとめられた「課徴金制度の在り方に関する論点整理」の「第3 論点」に記載された各論点に対する当連合会の意見は、以下のとおりである。

- 1 課徴金の算定について、平成17年改正後の課徴金制度の抑止効果が十分機能したか否かを検証して、機能していないのであれば、基礎とする売上額の算定期間を現行法の3年間から5年間とし、基本算定率を現行法の10%から20%に引き上げる方向で検討すべきである。
- 2 課徴金減免制度を補完する制度として、調査協力度合いに応じて課徴金を加減算する制度を設けるべきである。その場合、課徴金の算定基準を明確にし、公正取引委員会の自由裁量を認めない制度設計として、課徴金の加減算に関する公正取引委員会の判断について取消訴訟で争うことができるようにすべきである。
- 3 事前手続として、公正取引委員会が収集した証拠へのアクセスをより強化する等すべきである。
- 4 防御権として、依頼者・弁護士間の通信秘密の保護、供述聴取における弁護士の立会い等を導入すべきである。
- 5 その余の論点について、早急に現行の制度を改める必要ありとするものはない（ただし、検討に値するものはいくつか存する。）。

第2 意見の理由

- 1 課徴金制度の基本的性格（法的性格・制度趣旨）（論点3(1)）について

各論点について意見を述べる前に、課徴金制度の基本的性格について、今一度整理しておく。この点については、課徴金制度の法的性格をどのように考えるのか、調査協力度合いによる課徴金を加減算することは課徴金の法的性格と矛盾しないのか、といった形で論点整理されているところでもある。

課徴金の制度は、「カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、…カルテル禁

止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は…課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではない…課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではない」とされている（最高裁平成17年9月13日判決）。この判決に示された内容は、今回の課徴金制度の改正においても、引き続き考慮されるべき合理的かつ合目的的なものと評価できる。

調査協力度合いによる課徴金を加減算する制度を導入すべきか否か、課徴金の算定について公正取引委員会の専門的知見に委ねるか否か等の論点について以下で検討する過程においては、このような課徴金の制度趣旨に反しないかどうかといった視点からも検討する必要がある。

2 課徴金の算定基礎とする売上額の算定期間(論点1(1)イ)及び基本算定率(論点1(2))について【意見の趣旨1関連】

(1) 売上額の算定期間について

① 売上額の算定期間の見直し

課徴金の算定基礎となる売上額の算定期間について、これを3年間に限定する(独禁法第7条の2, 第1項本文)必要性・合理性が存するか、といった論点である。

当連合会は、2007年8月23日付け「独占禁止法基本問題懇談会報告書に対する意見書」(以下「2007年意見書」という。)において、平成17年改正法(基本算定率が6%から10%に引き上げられた)の抑止効果が十分か否かについて実施状況・効果を検証すべきであり、その検証結果を踏まえて5年間に延長すべきであることを提言した。その後の実証は十分にはなされていないと思われるが、独占禁止法研究会に提出された資料(第1回会合資料(以下「第1回会合資料」という。)4の3⑥, 約8年間にわたり違反行為が継続していた事例)によれば、違反行為が3年を超える期間継続していたことが明らかな事案も存するようであり、このような事案において、課徴金の額と不当利得の額を連動させる必然性がないとはいえ(前掲最判参照)、3年間を超える期間については、不当利得的性質を有する部分すら剥奪できないこととなり、不当である。したがって、

このような座視できない不当な事案がどの程度存しているのか等を検証した上で、算定期間を5年間とする方向で検討すべきである。

② 売上額の算定期間を通しての売上額の認定方法

売上額の算定期間については、EUのように違反期間の最終年度の売上額に違反期間（年数）を乗じる方法、最終年度の売上額が標準的でない場合、公正取引委員会の専門的知見により他の年度等の数値を用いることができる方式とする必要があるのか、といった論点である。

課徴金が制裁金としての性格を有する以上は、原則としてこのような精密さを欠く認定方法を導入することはできず、これまで我が国において蓄積されてきた知見等を引き続き可能な範囲で活用して売上額を認定すべきであると思われる。よって、基本的にはそれらの新たな方式を導入する必要はないものとする。ただし、算定期間中の売上額を客観的に確認することに困難があるといった例外的場合には、迅速かつ効率的な行政処分を行うための手段として、公正取引委員会の専門的知見により他の年度等の数値を用いる等の簡易な認定方法を採用することについても検討されるべきである（ただし、このような認定方法を採用するとしても、その要件・手続等については、法令・規則あるいは少なくとも告示に具体化されるべきである。）。

(2) 基本算定率について

現行法は、基本算定率について、業種により、中小企業か否か、早期に違反行為を取りやめたか、繰り返し違反か、主導的役割を果たしたかにより定められているところ（独禁法第7条の2）、このような要素を維持すべきか否か、例えば、基本算定率について公正取引委員会の専門的知見により事案に応じて個別に決定する方式とする必要性・許容性はないか等が論点とされている。

まず、基本算定率を改めるというのであれば、むしろ2007年意見書に記載したとおり、平成17年改正により、基本算定率が6%から10%に引き上げられたことによる抑止効果が十分機能したか否かを検証して、機能していないのであれば、20%に引き上げる方向性で検討すべきである。

次に、業種の複雑化や新規の業種の出現などが想定されることを考えると（例 製造業を営む大企業の100%子会社である中小企業が大企業の製造に係る商品を販売している場合）、各業種への該当性、算定率をどのように設定するのかについては、条文の規定を杓子定規に当てはめるべきではなく、

公正取引委員会による実態に応じた運用がなされるべきである。このような実態に即した運用が現実的に可能かどうかを見極めた上で、法律改正の必要性を検討すべきである。ただし、公正取引委員会による実態に即した運用とする場合でも、当該運用に当たっては明確な事実認定及び適正な判断に基づき、かつ、後日、取消訴訟で争えるよう当該事実認定及び判断過程を明記すべきである。

3 調査協力度合いを高める制度（論点1(4)）及び調査妨害行為に対するペナルティー（論点4）について【意見の趣旨2 関連】

(1) 調査協力度合いに応じた加減算の必要性（論点1(4)ア）

① 調査協力度合いに応じた課徴金の加減算の必要性・許容性

現行法においては、課徴金減免制度はあるが（独禁法第7条の2、第10項等）、調査協力の度合いに応じて課徴金を加減算する制度はなく、このような制度を設けるべきか否かが論点とされている。

早期かつより効率的に事案を解決し、公正自由な競争の促進、一般消費者の利益の確保、国民経済の健全な発達という独占禁止法第1条に規定された目的を達成し、しかも、EUやアメリカでは調査協力による課徴金を加減算する制度が導入されていること等を考えると、調査協力による課徴金加減算制度を設けるべきである。

特に、調査協力による課徴金の減算については、(2)で述べるとおり減額率が低く抑えられ、(1)③で述べるとおり減額事由を明確に規定し減額率を公正取引委員会の裁量に委ねない制度設計とすれば、違反事業者を過度に救済するという事態は発生せず、むしろ早期かつ効率的な事案の解決に資する結果をもたらすものとする。

調査に協力しないことによる課徴金の加算については、調査に協力しなかったことだけを理由とする課徴金の加算は相当ではなく、特に調査妨害行為があった場合のペナルティーとしての加算に限定されるべきである（なお、この点については、(4)参照）。

以下の(1)②から(3)までにおいては、主として課徴金の減算について論じる。

② 加減算を行う場合の調査協力度合いを測る基準

調査協力の度合いに応じて課徴金の加減算を行う場合に、どのような基準で協力の度合いを測るのかという論点である。

第1に、課徴金減免申請者の場合、既に違反行為については報告書・資料が提出されているはずであるから（減免に関する規則3条）、これらの報告書・資料の範囲を超えて事案の解明に資するものであるか否か、第2に、課徴金減免申請者以外の場合、事案の解明に資する協力があったか否かによって判断すべきである。このように、調査協力をインセンティブとする以上は、調査への協力が事案の解明に資するものであったか否かが課徴金の減算の基準とされるべきであり、違反を自認していることまでは要求すべきではない（事実関係については争わないが法的効果については争うという場合もあり得るのであって、このような場合であっても、公正取引委員会の調査はより早期かつより効率的に進められているのであって、調査協力インセンティブを付与すべきである。）。

③ 公正取引委員会の専門的知見による事案に応じた個別的決定方式

調査協力の有無・程度について公正取引委員会の専門的知見に委ねるべきか否かという点が論点とされている。

②で述べた「調査への協力が事案の解明に資するもの」の要件については、課徴金の算定基準の明確性が要求されていることに鑑み（前掲最判参照）、法令・規則あるいは少なくとも告示によって具体化すべきであって、その具体化された要件に該当した場合には減算が認められる制度とすべきである。よって、公正取引委員会の自由裁量による課徴金の加減算は認めべきではない。

このように、課徴金の算定基準を明確にし、公正取引委員会の自由裁量を認めない制度設計としておけば、事業者としても、課徴金の加減算に関する公正取引委員会の判断について取消訴訟で争うことができることとなる。

④ 調査協力度合いによる加減算を制度化した場合の弊害

調査協力度合いによる課徴金の加減算を制度化した場合、公正取引委員会の審査官の方針に迎合してしまう、違反行為をしていない事業者が公正取引委員会の調査に巻き込まれる等の弊害が考えられるが、留意すべき点はないか、という論点である。

このような弊害は、5記載の防御権の保障を確保することにより回避することができるのであって、このような弊害が生じるおそれがあることを理由として、調査協力度合いによる課徴金の加減算の制度の導入を否定すべきではない。

(2) 課徴金減免制度と調査協力度合いに応じた課徴金の加減算との関係（論点1(4)イ）

① 課徴金減免制度との関係

調査協力度合いによる課徴金の加減算を導入した場合に、課徴金減免制度との関係をどのように整理するのが論点とされている。

平成17年改正により導入された課徴金減免制度は、有用な制度として既に定着しており（2016年3月末までに、申請件数は938件、この制度が適用された件数も公表されただけでも、109件ある。）、課徴金減免制度を廃止すべきではなく、維持すべきである。そして、調査協力度合いによる課徴金の加減算については、調査協力による早期かつ効率的に独占禁止法の目的を達成するための手段と考えれば（(1)①）、課徴金減免制度を補完する制度として位置付けることが可能である。なお、課徴金の加減算について、課徴金減免制度と別個の制度として規定するのか、課徴金減免制度の一部とするのかは重要性がなく、いずれでも構わないものと思料する。

そして、調査協力をインセンティブとし、調査への協力が事案の解明に資するものであったか否かが課徴金の減算の基準とすると考えれば（1(1)②参照）、課徴金減免制度の申請者であっても更に調査に協力すれば課徴金の減算を受けることができ、また課徴金減免申請者以外の事業者であっても、調査に協力すれば課徴金の減算を受けることができるのであるから、両者は矛盾なく、両立可能となる。

② 課徴金減免制度と併存する場合の留意点

調査協力度合いによる課徴金の加減算と課徴金減免制度を併存させる場合、どのような点に留意すべきかが論点とされている。

調査協力度合いによる課徴金の加減算について課徴金減免制度を補完する制度として捉えるならば、第1に、課徴金減免申請者以外の事業者が調査に協力した場合の課徴金の減算の水準について、課徴金減免制度の水準を下回る水準とすべきこと（したがって、調査協力度合いによる課徴金の減算率は、課徴金減免制度における後順位申請者について認められる減免率で最も低いもの（30%）を下回る水準とされるべきである。）、第2に、課徴金減免制度の欠格事由に該当すればその後に調査協力したとしても、課徴金の減算を受けることができないこと、という制度設計にすべきことは当然である。

(3) 課徴金減免制度（論点1(4)ウ）

① 課徴金減免制度の性格（(ア)）

調査協力度合いに応じた課徴金の加減算制度を課徴金減免制度とともに併存した場合、課徴金減免制度の性格をどのように位置付けるのか、という論点である。

調査協力度合いに応じた課徴金の加減算制度について、課徴金減免制度を補完する制度として捉えたとすれば(2)①、課徴金減免制度の性格を変更する必要はない。

② 減免要件、減額率、協力義務（(イ)から(エ)まで）

課徴金減免制度においても、事業者からより有益な証拠提出・調査協力を促すために公正取引委員会の専門的知見により個別に減免を認め、減額率を決定する制度とし、課徴金減免申請者に調査協力義務を課すべきではないか、という論点である。

課徴金減免制度の申請者についても、調査協力度合いに応じた課徴金の加減算制度の適用を認めることとすれば(2)①、公正取引委員会の裁量による個別的減免を認める必要はなく、また、調査協力義務を課すまでもない（調査に協力しなければ、課徴金の減算を受けることができないこととなるのであって、課徴金のさらなる減算を求めるのであれば、事実上調査に協力することになる。）。

(4) 調査妨害行為に対するペナルティー（論点4）

① 調査協力による課徴金減算制度を設けることとのバランス上、調査を妨害した場合における課徴金加算制度を設けるべきである。しかし、単に調査に協力しなかったというだけで課徴金が加算される制度は相当ではない。証拠隠滅や故意の虚偽供述といった積極的妨害行為がなされた場合に限定されるべきである。

② 課徴金減免制度の申請者であっても、証拠隠滅等の行為がなされた場合には、課徴金減免制度の欠格事由として規定すべきである。

③ 課徴金が加算される場合については、その要件については、法令・規則あるいは少なくとも告示によって具体化すべきであって、その具体化された要件に該当した場合には加算が認められる制度とすべきである。よって、公正取引委員会の裁量による課徴金の加算は認めるべきではない。また、課徴金の加算率については、調査非協力に対するディスインセンティブとして必要十分な水準が検討されるべきであるが、例えば、調査協力による

減算率（(2)②）と同水準のものが逆に加算されるという考え方によって対処することも、今後検討の余地がある。

4 事前手続（論点5(1)）について【意見の趣旨3関連】

(1) 事前手続の整備に関する論点であるところ、当連合会の2013年8月23日付け「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する意見書」に記載したとおり、以下の諸制度について早急に整備すべきである。

(2) 証拠の閲覧・謄写の範囲の拡大

① 意見聴取手続の前に、以下のような違反事実を積極的に認定する証拠以外の重要な証拠についても、閲覧を認めるべきである。

現行法は、閲覧・謄写の範囲について、「公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠」と定めているところ（独禁法第52条第1項前段）、この条項は、違反行為を積極的に認定するために必要かつ十分な証拠と狭く解釈される余地がある。しかし、公正取引委員会の認定事実の正当性を検証するためには、このような証拠だけではなく、違反行為を否定する方向に作用する証拠、両方の証拠価値を判断するための間接証拠等が開示されることが不可欠である。したがって、被処分者の防御権を保障するために、公正取引委員会が収集したこれらの重要な証拠は開示されるべきである（ただし、違反事実を申告した取引業者の業者名等について一定の配慮がなされる場合もあり得るであろう。）。

② 謄写申請した事業者以外の従業員の供述調書等についても、謄写の対象として認めるべきである。

現行法では、謄写の範囲については、謄写申請した事業者の従業員の供述調書等に限定されているが（独禁法第52条第1項前段括弧書き）、違反事実の有無を判断・評価する上では他社の従業員の供述等も重要であり、被処分者の防御権を保障するために、他社の従業員の供述証書等も謄写の対象として認めるべきである。

③ 調書及び指定職員の報告書について、謄写を認めるべきである。

現行法では、調書及び指定職員の報告書については、閲覧のみを認めており、謄写を認めていないが（独禁法第58条第5項）、審理の争点を把握する上で極めて有用な文書であり、迅速かつ充実した手続進行のためにも、謄写を認めるべきである。

(3) 意見聴取期日における対応

① 意見聴聞官の意見を記載した報告書も作成すべきである。

調査協力度合いによる課徴金の加減算制度が導入された場合には、意見聴取官の心証も重要な判断要素となりうることから、報告書には、聴取に立ち会った意見聴取官の意見も記載できることとすべきである。

② 調書は、原則として当事者の陳述の全てを記載すべきである。

現行法では、調書について、当事者の陳述の要旨を記載することとしているが（独禁法第58条第1項）、取消訴訟に移行した場合の審理の充実、迅速化を図るために、調書には、当事者の陳述の全てを記載するのを原則とすべきである。

5 防御権（論点5(2)）について【意見の趣旨4関連】

(1) 事業者の防御権に関する論点であるところ、当連合会の2014年7月17日付け「『独占禁止法審査手続に関する論点整理』に対する意見書」、2015年7月24日付け「『独占禁止法審査手続に関する指針』（案）に対する意見書」に記載したとおり、以下の諸制度について早急に整備すべきである。

適正な手続の遵守と防御権の保障は、本来行政手続において最も尊重されるべき本則であり、この点については、平成25年改正法附則16条において、「事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後1年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする」と定め、2013年11月20日付け衆議院経済産業委員会においても同趣旨の附帯決議がなされたことに鑑みても、明らかである。（当連合会も、2016年8月26日付け「『課徴金制度の在り方に関する論点整理』のうち、『第3-5』に関する総論的意見」において、「本論点についてはより慎重に問題設定し、防御権と実態解明機能の確保とを対立構造とせず、防御権保障を裁量型課徴金制度の在り方との『見合い』で検討する論点とすべきではなかったと思料する…防御権の在り方は、課徴金制度を導入する前提として整備・拡充されるべきものであって、国際的整合性向上の観点からもそれが求められる。」旨指摘したところである。）

(2) 防御権を尊重した手続がなされることの明記

まずは、防御権に法的根拠を付与すべきである（形式としては、法律に規定すべきであるが、現時点において、直ちに法律に規定することが困難な事情があるというのであれば、政令、規則あるいは少なくとも告示等に明記す

ることでもやむを得ないと思料する。)。少なくとも、2017年12月の経過をもって見直しを検討されることとなる独占禁止法審査手続に関する指針において、第1に、総論の1において、「公正取引委員会は、独占禁止法を執行するに際して、適正な手続に基づき執行し、事件関係人が十分な防御を行うことを確保して調査を行う」旨、第2に、同3(3)において、独占禁止法違反被疑事件の調査に携わる職員の心構えに関する適正な手続の遵守の内容として、当該事件関係人が十分な防御を行うことを確保することを心がけるべき旨が明記されるべきである。

(3) 依頼者と弁護士との通信の秘密の確保

① 通信の秘密確保制度の必要性

「依頼者である事業者と弁護士との間の一定のコミュニケーションについて、行政当局の調査手続における提出又は開示を拒むことができる権利」（「独占禁止法審査手続についての懇談会報告書」に記載された定義）を明文化すべきである。

企業が日々の事業活動について独占禁止法に適合しているか否かを検討し、あるいは独占禁止法違反の嫌疑をかけられている場合に自己の正当な権利を守るためには、弁護士に自由に相談し、独占禁止法違反の有無や違反のおそれの程度について率直な助言を得ることが重要である。特に、調査協力度合いに応じた課徴金の加減算制度を導入する場合には、弁護士への相談内容について公正取引委員会からの開示を拒絶できる制度的保障が不可欠となる。また、国際カルテルなど国際的な独占禁止法・競争法執行の場面で、各国執行当局間の執行協力が強化されている中で、我が国において依頼者である事業者と弁護士との間の秘密通信書面等が日本の公正取引委員会に留置されることにより、日本のみならず米国や欧州でも事件関係人となっている日本の事業者が米国や欧州委員会の執行当局に対して、これらの法域において認められるべき弁護士依頼者間秘匿特権や守秘義務に基づく開示拒絶権を主張できなくなるという事態が生じることが各国における行政手続にとどまらず、クラスアクションを含む私訴の証拠開示手続等でも開示を拒絶できなくなってしまう、事業者の海外における諸手続での防御権主張にとっても致命的な障害となりかねない。

② 秘密に該当するか否かの判断手続

依頼者である事業者と弁護士との通信の秘密の保護制度については、調査手続において、事業者がこの制度の対象となる旨主張した場合の証拠の

扱い、真にこの制度の対象となる証拠であるか否かの判断手続（例えば、個別の文書が保護対象文書であるか否かをめぐって事業者と審査担当官の見解が一致しない場合には、審査局から独立して職務を行う職員の関与の下で、書面の内容が真に保護に値するものか慎重に審査を行うこととするなどの方策を導入することを含む（2014年7月17日付け『独占禁止法審査手続に関する論点整理』に対する意見書」5～6頁等参照。）、保護の対象でないと判断された場合の措置等について、明文の規定が設けられるべきである（形式については、(2)と同一である。）。

③ 濫用に対する対策

他方で、この通信秘密の保護の対象となっていない証拠等の開示・留置を拒絶した場合のペナルティーについても検討しておく必要がある。②で述べた判断手続を設けることによってまずは濫用を防止すべきであるが、加えて、課徴金の加減算制度の適用事由とする、検査妨害罪（独禁法第94条）の対象とすることが考えられる。また、万が一、弁護士が証拠破棄等の濫用事案に共謀した場合は、その弁護士は懲戒の対象となりうる（公正取引委員会が所属の弁護士会に情報提供することにより懲戒請求を求めること等が考えられる。）。

(4) 供述聴取時の弁護士の立会い

供述聴取時の弁護士の立会いが認められる旨の明文の規定を設けるべきである。

独占禁止法違反行為は秘密裏に行われ、証拠が残らないように計画的に違反行為が行われていることが多いため、被疑者とされた事業者の従業員又は代表者（本人）の供述調書が独占禁止法違反行為の立証のための重要な手段となっている。このような供述調書の重要性に鑑みると、供述聴取時において適正な手続が保障されることは極めて重要であるといえる。また、供述聴取時の弁護士の立会いは、結果として実態解明をも助けるものである。

弁護士の供述聴取時の立会いが、適正手続の担保及び実態解明に資するために許諾されるべきであることからすると、立会い時における弁護士に、依頼者が回答について弁護士に相談できる、不公平な質問に対して異議を述べる等の一定の権利を保障すべきである。

弁護士が、万が一、供述者に対して虚偽陳述を示唆したり、公正取引委員会からの質問を殊更に妨害したりすることにより、供述調書の作成が違法に阻害され、この結果、違反行為を行った事業者が証拠不十分で行政処分の対

象から免れるような事態は、当然、回避されなければならない。このような場合、公正取引委員会は、弁護士会への懲戒請求を求めること等ができる。

弁護士の立会いが許容されること、立ち会った弁護士に保障される権利、弁護士が調査妨害をした場合の措置等については、明文の規定が設けられるべきである（形式については、(2)と同一である。）。

(5) 供述聴取手続における権利の確保

以上述べた手続のほかに、供述聴取過程の録音・録画、供述時における供述人のメモの作成、審尋調書の一問一答化、供述調書・審尋調書作成時における供述人に対する写しの交付についても、防御権の確保のために、明文の規定が設けられるべきである（形式については、(2)と同一である。）。

6 その余の論点について【意見の趣旨5 関連】

(1) 課徴金の算定基礎とする売上額の範囲（論点1(1)ア）について

違反行為による相互拘束の対象となった商品又は役務の売上額のみが課徴金の算定基礎となるとされているところ、この制度を改めて公正取引委員会の専門的知見により事案に応じて個別に認定すべきか、という論点である。

第1回会合資料4の3①（日本においてはA社が、欧州においてはB社が受注予定者となる旨の国際市場分割カルテルが締結された場合、B社は日本における売上額が存在しないため、B社に対して課徴金を課することはできない。）、②（公募型の指名競争入札において、A社が受注し、B社は受注しない旨の市場分割カルテルを締結した場合、B社に対して課徴金を課することはできない。）の事例等においては、違反行為に参加したが売上額が存在しない事業者に対して一切課徴金を課することができないというのは不当と思われる。例えば、当該違反行為に関与し売上を得た者の売上額を基準として賦課金額を算出する方法を規定することによって対処することも、今後検討の余地がある。

(2) 課徴金の加減算（論点1(3)）について

課徴金について、違反行為への関与度合い、コンプライアンス体制の整備状況、支払能力等の事情を考慮して、公正取引委員会の専門的知見により加減算することができる制度を導入すべきか、という論点であるが、そのための規定を置いて対処することについては検討の余地があるとしても、現時点において、公正取引委員会の専門的知見により事案に応じて個別に認定すべき事由は見当たらない。

(3) 和解制度（論点1(5)）について

違反行為を認めた事業者との間で、行政処分に係る手続を簡略化して課徴金を減額する制度を導入すべきか、という論点であるが、まずは調査協力度合いに応じた課徴金の加減算制度を導入し、その運用・実績を検証した上で、和解制度を導入するか否かを検討すべきであり、現時点において、この制度を導入する必要はない。

(4) 課徴金の賦課方式（論点1(6)）について

課徴金の算定式を法定化する必要性、課徴金の義務的賦課等に関する論点であるが、カルテル等に関する限り、現時点において、これらの項目を変更する必要性は認められないと思われる。

(5) 行為類型における相違（論点2）について

行為類型ごとに課徴金の算定方式を定める必要性、対価に影響する不当な取引制限以外の行為類型について異なる算定方式を定める必要性等に関する論点である。

第1に、従来の解釈では違反行為に該当するとは考えられていなかったような事案について独占禁止法違反が認定されたような場合、排除措置は命じつつ、課徴金を賦課しないとしても不当とは言えない場合が存するかもしれない。第2に、優越的地位の濫用事案等について、景品表示法に定められた自主申告による課徴金の減額制度（景表法第9条）を導入することも検討すべきと思われる。そのほかこれらに類似する類型が考えられるので、この論点については、今後、検討すべきである。

(6) 新制度と刑事罰との関係（論点3(2)）について

同一の違反行為について、課徴金制度と刑事罰（罰金）を併科する制度とすることが二重処罰等にならないか、といった論点である。

課徴金制度と刑事罰が二重処罰の禁止（憲法第39条後段）には該当しないが、課徴金が過大となれば、罪刑均衡（比例）原則に違反する場合がありますと考えられる。どのような場合がこの原則に違反するかについては、今後の検討課題と思われる。

(7) 新制度と民事損害賠償金等との関係（論点3(3)）について

同一の違反行為について事業者が民事損害賠償等を支払う場合、課徴金を課す必要があるのか、といった論点であるが、両者は目的・趣旨、手続を異にしており、課徴金を課す場合において、民事損害賠償等を考慮する必要はない。

(8) 新制度全体の検証（論点6）について

課徴金額が過大となることはないか、課徴金の算定の透明性は確保されているのか、法体系としての問題はないか等の論点であるが、以上述べたとおりであって、特段の問題はないと思われる。